

懲戒と体罰 復習10問テスト

1 公立学校における出席停止や懲戒に関する記述として、法令などに照らして適切なものには○を、正しくないものには×を記入しなさい。

1	校長は、性行不良であって、他の児童・生徒の教育に妨げがあると認める児童・生徒の保護者に対して、その児童・生徒への懲戒として出席停止を命じることができる。	
2	校長は出席停止を命じる場合は、本人及び保護者の意見を聴取することなく、口頭で出席停止を命じることができる。	
3	出席停止は、児童生徒の教育を受ける権利に関わる措置であることから、3日以内とするものと定められている。	
4	校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒に対して懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできない。	
5	殴る、蹴るなど、有形力の行使により行われる懲戒はすべて体罰に該当するが、正座や直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させることで肉体的苦痛を与える懲戒は体罰に該当しない。	

2 次の文は、学校教育法施行規則第26条の条文の一部である。正しいものには○、誤っているものには×と答えなさい。

6	校長及び教員が児童等に懲戒を与えるにあたっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。	
7	懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、教育委員会（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長）が行う。	
8	前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。	
9	<ul style="list-style-type: none"> 一 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの 三 正当の理由がなくて出席常でない者 四 教室の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反したものの 	
10	第2項の停学は、公立の小学校、中学校、義務教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。	